

特定非営利活動法人 日本リアリティセラピー協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人日本リアリティセラピー協会(以下本会という。)と称する。英文名では The William Glasser Institute Japan という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県平塚市見附町 14 番 10 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、選択理論、リアリティセラピー及びリード・マネジメントの概念の普及、並びにこの概念を取り入れた学校教育をはじめとする教育訓練事業を行うことにより、家庭、学校、職場、地域をはじめとするあらゆる場所での人間関係が改善し、幸せな地域社会が形成されることに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育並びに教育訓練の推進を図る活動
- (2) 子供の健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 選択理論、リアリティセラピー、リード・マネジメントの普及啓発に係る事業
- (2) クオリティスクールの創設支援に係る事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的事業に賛助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に対して特に功労のあった者又は学識経験者のうちから総会の議決を

経て推薦する者

(入 会)

第7条 本会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を提出して入会し、総会において別に定める会費(入会金及び年度会費)を納入しなければならない。

- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において定める入会金及び年度会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を提出しなければならない。

(資格喪失)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 本人が死亡(団体である会員については団体が消滅)したとき。
- (2) 退会の申出をしたとき。
- (3) 継続して、会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときには、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は返還しない。

第4章 役員その他

(種 別)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

うち 理 事 長 1 名

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

(役員の選出)

第 14 条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任し、理事は互選で理事長を定める。

2. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務権限)

第 15 条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、本会の総会から委任された事項を決議し執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

4. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

5. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第19条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 認証及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他法第28条に定める書類

第5章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、下記の場合開催することが出来る。
 - (1) 理事会が必要と認め理事長に請求したとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事長に招集

を請求したとき

(3) 監事から招集があったとき

5 理事長は前項第1号及び第2号の請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない

(総会の招集方法)

第22条 総会の招集は、少なくとも開催期日の1週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって正会員に招集通知を発送して行う。

(議長)

第23条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の定足数及び表決権等)

第24条 総会は、正会員現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、該当議事につき書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

3 TV会議システム等を使って参加した者も出席者とみなし、表決することができる。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 総会においては第22条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

3. 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する正会員はその事項について議決権を行使することができない。

(総会の議決事項)

第26条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 事業報告及び決算の承認

- (4) 会員の除名
- (5) 必要な地に支部を置くこと
- (6) 合併及び解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) 役員の選任
- (9) 入会金及び会費
- (10) 長期借入金
- (11) その他本会の運営に関する重要な事項

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事会の招集は、理事長が、開催期日の1週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法をもって理事に通知する。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめその意思を表示した者やTV会議システム等を使って参加したものも出席者とみなす。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

(議事録)

第32条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印のうえ、これを保存す

る。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数 TV 会議システム等による出席者がある場合と、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 会議に出席した会員または理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第 6 章 部会及び委員会等

(部会及び委員会)

第 3 3 条 本会は、第 5 条に規定する事業の円滑な実施のために、必要な部会、委員会を置くことができる。

第 3 4 条 部会、委員会等の種類、構成及び運営等は別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 5 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 3 6 条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支出)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が編成し、総会の議決を得る。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(長期借入金)

第40条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(決算)

第41条 本会の決算は、毎事業年度終了後2カ月以内に理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査に基づく意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、所轄庁に報告しなければならない。

2 本会の決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第 4 4 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4. この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第 4 5 条 本会が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

（公告の方法）

第 4 6 条 本会の解散事由に係る公告は本会の事務所前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

2. 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う

第9章 雑 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

付 則 1. この定款は、本会の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする(敬称略)。

理事長 柿谷正期

専務理事 青木敏

常務理事 尾形宏三

常務理事 柿谷寿美江

常務理事 渡邊 義

理事 飯島俊治

理事 磯部 隆

理事 須山康男

理事 三宅道子

理事 渡邊奈都子

理事 ロン・バーノン・カールトン

監事 新田弘子

3. 本会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日 から平成12年3月31日までとする。

4. 本会の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、成立の日より平成12年5月31日までとする。

5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

6. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

(1) 入会金 2,000 円

(2) 年会費 5,000 円

賛助会員

(1) 入会金 100,000 円

(2) 年会費 100,000 円

付 則 この定款は、平成 16 年 2 月 8 日から施行する。

付 則 この定款は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

付 則 この定款は、平成 29 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 2 年 9 月 8 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 8 年 10 月 25 日から施行する。